

各 位

会 社 名：株式会社タツミ
代 表 者：代表取締役社長 岡 嶋 茂
コード番号：7268 (JASDAQ)
本社所在地：栃木県足利市南大町443番地
問合せ先：業 務 部 長 蜂 須 紀 雅
電話番号：0284-71-3131

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月17日開催予定の第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を伴わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第27条(取締役の責任免除)及び第37条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

また、補欠監査役の選任を定めた定款第30条において会社法条文の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

なお、第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月17日(水)

定款変更の効力発生日 平成27年6月17日(水)

以上

別紙

(変更箇所は下線の部分です)

| 現 行 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> |
| <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条</p> <p>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。</p> | <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>(現行どおり)</p> |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条</p> <p>(現行どおり)</p> |

| 現 行 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>2. 当社は、<u>社外監査役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> |